

社会貢献に係る固定資産貸付料の減額又は免除に関する取扱い

平成30年4月17日

広報・社会貢献委員会決定

(目的)

第1 この取扱いは、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）の社会貢献活動の推進に資するため、固定資産貸付料（以下「貸付料」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）を行う場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(対象となる貸付施設等)

第2 この取扱いの対象となる貸付施設等は、国立大学法人東京海洋大学固定資産管理細則別表1に定める固定資産とする。ただし、福利厚生施設（職員宿舎、国際交流会館、学生寄宿舍、職員宿泊施設、水圏科学フィールド教育研究センター宿泊施設）は、除く。

(減免の基準)

第3 次の各号のすべてに該当する事業は、貸付料を減免することができる。ただし、本学が主催又は共催する事業を除く。

- 一 小・中学校の児童・生徒又は高等学校並びに中等教育学校の生徒を対象として実施されること。
- 二 海洋教育の振興若しくは人材の育成に関する事業であること。
- 三 営利を目的とせず、かつ公益を目的とする団体が実施する事業であること。
- 四 事業を実施のための運営組織を有していること。

(申請)

第4 減免による貸付を受けようとするときは、固定資産使用許可申請書（以下「申請書」という。）に減免の希望を記載するとともに、次の各号に掲げる書類等を添えて申請するものとする。

- 一 実施する事業の内容に関する書類（開催要項等）
- 二 事業の実施主体の概要に関する書類（定款、会則、役員名簿等）
- 三 その他必要な書類

(許可)

第5 学長は、前条による申請のうち、第3条の減免の基準を満たすものにあつては、東京海洋大学広報・社会貢献委員会の議を経て、減免について許可するものとする。

(遵守事項)

第 6 減免による貸付の許可を受けたときは、申請者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- 二 国立大学法人東京海洋大学固定資産貸付要項第 4 の第一項第一号から第九号に規定する貸付条件に従うこと。

(許可の取消)

第 7 学長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、減免による貸付の許可を取り消すことができる。

- 一 第 6 に掲げる事項に違反したとき。
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき。

附 則

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 社会貢献に係る固定資産貸付料の減免又は免除に関する申合せ（平成 24 年 10 月 25 日社会貢献委員会決定）は廃止する。